

令和2年度 埼玉県立羽生第一高等学校 部活動に係る方針

1 活動の基本方針

「自主・自律 求めて強き風に立つ」の精神のもと、果敢に心身の鍛錬に励むと共に、崇高な目標を設定し、それを達成するための課題解決に邁進することにより、周囲の人と円滑な関係を構築し、絆を深め、生きる力を育成していくことを活動の基本方針とする。

2 指導体制の整備について

(1) 年間、月間の活動計画について

各部活動顧問は、年間の活動計画（様式1）並びに月間の活動計画（様式2）及び活動実績を作成し、校長に提出する。

提出時期：年間活動計画 4月初旬

月間活動計画・実績 翌月初旬

(2) 活動計画の取り扱いについて

①校長は、年間活動計画並びに月間活動計画を保護者へ周知する。

②校長は、適宜部活動の視察を実施し、各部の活動内容を把握すると共に、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう指導・助言を行う。

(3) 顧問の配置について

運動部12部、文化部13部を設け、原則として、それぞれ顧問教師2名以上、生徒に部長、副部長をおく。

【運動部】

バスケットボール、バレーボール、卓球、剣道、弓道、硬式テニス、ソフトテニス、陸上競技、サッカー、ハンドボール、硬式野球、バドミントン

【文化部】

英語、吹奏楽、放送、囲碁将棋、化学、写真、書道、茶道、華道、美術工芸、情報科学、家庭、漫画研究

(4) 外部指導者について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、外部指導者を活用することができる。

3 具体的な活動の進め方について

(1) 安全対策について

- ①顧問は、環境整備・安全点検を心掛け、安全に活動できる環境を整える。
- ②顧問は、生徒の健康状態を常に把握し、指導に当たる。
- ③校長は、事故等発生時の初期対応方法の研修を行う。
(応急処置・救急車要請・管理職や保護者への連絡と報告)
- ④職員玄関、体育館教官室を AED の設置場所とする。
- ⑤気温が 35℃を越えるときは、活動を控えるよう努める。
- ⑥雷鳴が聞こえたら、ただちに屋外の活動を中止し、屋内へ避難する。

(2) 経費

- ①活動に当る経費を生徒会費から補助する。
- ②各部において部費を徴収する場合、金額については必要最低限とし、保護者の理解を得た上で決定する。その際、通帳と出納簿を作成する。会計の管理は複数の教員で行うとともに、年度末等に会計報告する。

(3) 部活動への入部・転部・退部について

①入部および継続について

- ・原則として、1年生は部活動に入部する。年度当初に担任から入部届を受け取り、必要事項を記入し顧問及び担任に提出する。
- ・2・3年生は年度当初に継続届に所属している部活動を記入し、顧問及び担任に提出する。
部活動に所属していない2・3年生が年度途中で部活動に入部する場合は1年生同様に担任から入部届を受け取り、届出に必要事項を記入し顧問及び担任に提出する。

②転部について

- ・転部を希望する生徒は部活動顧問と相談の上で担任から転部届を受け取り、必要事項を記入し担任、新部活動顧問に提出する。

③退部について

- ・退部を希望する生徒は部活動顧問と相談の上で担任から退部届を受け取り、必要事項を記入し顧問、担任に提出する。

(4) 部活動顧問会の活用について

- ①各部の情報交換及び共有を行う。
- ②部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- ③体罰等の未然防止を推進し、徹底する。
- ④校外で実施される研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。

4 活動日及び活動時間について

①週当たりの休養日の設定

・原則として、週2日以上以上の休養日を設定する。(詳細は各部活動ごとの月間活動計画による)

※大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。

※年間で総計100日の休養日が設定できる場合は、週当たりの休養日を柔軟に設定して良いものとする。

②長期休業中の休養日の設定

・学期中の休養日の設定に準ずる。

・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1年間で少なくとも1回は、連続する5日間の休養期間を設ける。(詳細は各部ごとの月間活動計画による)

③活動時間

・合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、平日では活動終了時刻19時、完全下校時刻19時30分(通常)を厳守して活動する。

・学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)では、3時間程度で活動を終えるよう努める。

ただし、自主練習、準備、片付け、ミーティングはこの活動に含まれないものとする。

④朝練習

・朝練習は、8時20分までに活動を終える。

⑤その他

・原則として、定期考査1週間前から定期考査が終了するまでの期間は、活動を行わない。

ただし、定期考査1週間前の期間は、申請により、完全下校時刻17時30分(定期考査期間)を厳守しての活動を許可する。

⑥参加する大会等について

・部活動として参加する大会等は以下の点に留意する。

(ア) 全国及び県の高体連、高野連、高文連が主催する大会、各種連盟・機関が主催する大会、各種コンクール大会や発表会、県・市町村主催、各種団体主催等、多くの大会が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

(イ) 顧問が引率して参加すること。